

ボランティア 保険に入る

- ボランティアの皆さんからボランティア保険に入ってもらいます
 - ボランティアの皆さんが保険に入るためのお金は市役所が払います
 - ボランティアの皆さんが活動中にケガをしたとき
 - 病院のお金は保険会社が払います
- ※でもケガが治るまではボランティアの皆さんが自分でお金を払います
- ボランティアの皆さんが活動中他の人にケガをさせたとき
 - 病院のお金は保険会社が払います

■ボランティアの皆さんがケガなどをしたときに保険会社が支払うお金
ボランティアの皆さんが死んだとき 10,400,000円

ボランティアの皆さんが病院でケガを治すこ
とが終わっても手や足がうごかしにくいなど 1番多くて 10,400,000円
のとき

ボランティアの皆さんが入院したとき 1日に 6,500円

ボランティアの皆さんが入院しながら手術
をしたとき 65,000円

ボランティアの皆さんが入院しないで手術
をしたとき 32,500円

ボランティアの皆さんが病院に行くとき 1日に 4,000円

ボランティアの皆さんが他の人にケガをさせ
たり他の人の物をこわしたりしたとき 1番多くて 500,000,000円

市役所の連絡先（担当するところ）

担当するところ	大仙市 観光交流課
市役所の所在地	郵便番号014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
でんわ ばんごう 電話 番号	0187-63-1111
ふ あっくす ばんごう ファックス 番号	0187-63-1119
めーる あどれす メール アドレス	kouryu@city.daisen.lg.jp

みな
皆さん、ボランティア
になって ください！
待って ます！



あなたの 語学力を 活かして みませんか？

やさしい
にほんご ばん
日本語版だよ



大仙市災害時外国人支援ボランティア事業

- 大きな地震や洪水があったとき 日本語がわからなくて困っている外国の
人たちがいます
- 市役所では正しい情報を速く伝えることが大切と 考えています
- 地震などがあったときに通訳や翻訳で被害を受けた外国の人たちを
助けてくれる人を探しています

ボランティアは どんなことを するの？

地震や洪水 などのとき

- 市役所や社会福祉協議会などが お願い します
【お礼 としての お金は もらえません】
- 市役所や外国の人たちが 逃げている 所など
で通訳や翻訳を します

普通 のとき

- 市役所や社会福祉協議会などが お願い します
【お礼 としての お金は もらえません】
- 市役所や社会福祉協議会がやる勉強会や
避難の練習などに 参加して 勉強 します

どんな人が ボランティアに になれるの？

20歳に なった人
20歳を すぎた 人

日本語と 他国の
ことばで いつもの
会話が できる人

人種や 宗教などの
偏見や 差別を
持っていない人

他の 人たちと
一緒に 仲良く
活動が できる人

パソコンや
携帯電話の
メールアドレスを
持っている 人

この5個 全部に
「はい」と 答えられると
ボランティアに
なることが できます！

ボランティア になるには どうしたら いいの？

①なりたい人

②市役所

③なりたい人

登録 申込書(様式1)
を 市役所に 出して
ください

市役所で 登録 申込
書の 内容を確認し
ます

市役所から 登録でき
るか できないかを
なりたい人に 連絡し
ます

■登録 申込書は いつでも 市役所に 出すことができます

■登録 申込書は この紙に 挟んでいる「大仙市災害時外国人支援ボ
ランティア登録 申込書(様式1)」を使って ください

■登録 申込書は インターネット から 申し込むことが できます
https://s-kantan.jp/city-daisen-akita-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1532

■登録 申込書は 郵便 ファックス メール の どれかで 市役所に 出して ください

■語学の 資格【日本語 能力試験(N1・N2)、TOEIC 等】の 証明書などを 持っている
人は そのコピーも 登録 申込書と 一緒に 市役所に 出して ください



ボランティア として 守ってほしい こと

登録の
こと

- ボランティアを やめたい ときや 住所 電話番号が
変わった ときは 必ず 市役所に 教えて ください
- 新しく 語学の 資格を 取ったときは 市役所に 教え
て ください

活動中
のこと

- この活動を やって 知った 相手の 情報は 個人の
情報 です
- この 情報を ほかの 人には 絶対に 教えないで くだ
さい
- あなたの 家族にも 教えないで ください
- この活動を している ときにとった 写真や 動画を
Twitter・Instagram・facebookなどの SNSに の
せないで ください

ボラン
ティア
をやめる

- ボランティアを やめたいと 市役所に 話をした
日から ボランティアを やめる ことができます
- 長い間 市役所から あなたに 連絡しても 返事が な
いときは ボランティアを やめて もらいます
- まわりの 人たちに 迷惑を かけることが 続いた と
きは ボランティアを やめて もらいます

問題が
あった
とき

- 活動中に まわりの 人たちの 間に 問題が あっ
た ときは 必ず 市役所に 教えて ください
- 例えば こんな 問題が あります
 - ・人種や 宗教 など 差別された
 - ・相手の 大切な 物を こわして しまった
 - ・相手を おこらせて しまった など